

令和2年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和2年3月5日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 近 藤 学 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 藪 田 芳 秀 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 淵 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
消 防 長 都 築 幹 浩 君	企 画 部 次 長 成 瀬 千 恵 子 君
環 境 経 済 部 次 長 兼 水 道 課 長 太 田 義 裕 君	兼 企 画 政 策 課 長 建 設 部 次 長 佐 々 木 要 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長 小 山 哲 夫 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 石 川 正 樹 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場において議会事務局職員が議会だより用の写真撮影いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定いたしました。

○議長(稲吉照夫君) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(稲吉照夫君) 本日、説明のため、出席を求めた理事者は18名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(稲吉照夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 伊澤伸一君、6番 黒木一君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長(稲吉照夫君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

1番、田境毅君の質問を許します。

1番、田境君。

○1番(田境 毅君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をいたします。

1点目は、子どもが楽しめる施設の充実を、について質問いたします。

ことしに入り、坂崎区にありますこうたの杜へ出向いた際、多くの児童・生徒によって活気があふれている光景を目にしました。ちょうど天気の良い平日の昼下がりでしたので、小学校から帰宅した児童は、体操着のまま近所の友達とともに公園の周辺で自転車やスケーターに乗ったり、ボール遊びをしたりと元気に走り回っておりました。

車の往来が多い通りが周辺にありますが、その公園は住宅街中心部に設置されており、公園付近を通行する車両は児童もよく知る地域住民や配達車両であります。保護者目線では、子どもだけで外で遊んでいても不安の少ない環境であります。これは安全面に配慮した町並みの効果を感じられるものであります。住民の日常における安心安全な住環境は大変重要であることをここで再認識をいたしました。保護者からは安心して子育てができる環境や子育てと仕事を両立できる環境など、こういったものの充実を望む声を聞いております。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標を1、仕事を育てる、2、人の流れを育てる、3、子供を育てる、4、地域を育てると定め、目指すべき将来人口5万人と掲げて、人口が安定的に増加する地方モデルの1つとして、ほかの自治体をリードする戦略づくりが制定され、幸田町の体力、これは産業力ではありますが、この増進と魅力発信により、第3子が安心して産めるなめらかなまちづくりを推進し、合計特殊出生率を人口の現状を維持するのに必要な水準である2.1の実現が課題になっていると認識しております。

現在、各マスタープランの中間見直しを行っておるところであると思います。子どもの居場所確保や住環境充実など、本町における児童・生徒が集える施設設定のあり方や運営などについて問うものであります。

1点目ですが、本町の取り組みや方針及び住民のニーズについて伺います。第6次幸田町総合計画第4章2にあります安心して子どもを育てられる、こちらの記述では、中間的な、中長期的な観点で少子化の流れを変えていくことが必要である。子どもを産み育てたいと思える社会やまちづくりに向けて、子育てと仕事の両立を支援するだけでなく、全ての子どもと子育て世代を社会全体で支えていく仕組みづくりを推進しなければなりません。また、子どもは社会生活の中でさまざまな人とかかわりながら成長していくものです。子ども会や児童館での活動などを通じて、世代を超えた地域の人と交流できる場所を整備し、次代を担う子どもたちを見守り、地域全体で子育てを支援するまちを目指しますとあります。

ほかにも平成23年4月1日施行の幸田町子どもの権利に関する条例第4章、子どもを大切にすまちづくりの推進、第18条にも一つ目で、町は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをすることができるように必要な支援を行います。2、町は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に対し、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに努めますなど、いずれも子育てに対する環境整備や仕組みづくりの重要性をうたっております。具体的な本町の取り組み方針と住民ニーズをお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 子ども子育てを支援いたします本町の取り組み方針ではありますが、子どもの交流と居場所づくりといたしまして、本町の6小学校区全てに児童館を設置いたします。具体的には、現在児童館のない坂崎小学校区と幸田小学校区に児童館の建設を進めてまいります。平成30年4月、豊坂小学校区に多世代交流施設、豊坂ほっと館を開設いたしました。この施設は世代を超えた地域の人と交流ができる場所として、年齢の分け隔てなく、誰でも来館できる施設であり、特に多くの方に御利用をいただいております。子どもたちへ健全な遊び、安全な居場所の提供、地域児童の発達支援、地域福祉の活動拠点としての機能を持った児童館が地域住民のニーズであると捉えております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 公園についてのお話がありましたので、建設部より公園整備の取り組み方針についてお答えさせていただきます。

都市公園については、近年では区画整理事業や民間開発事業などの大規模な住宅地開発が行われる際にあわせて新たな公園が整備されており、子育て世代が比較的多い新興住宅地内に近隣の住民の皆様が憩い、集い、遊ぶための公園を配置しております。また、住民ニーズにつきましては都市公園法が平成29年に一部改正され、都市公園の規制緩和を行うなど、公園の多機能性を推進していく国の方向性もあり、住民ニーズや社会ニーズは多様化しているものと思われまます。

本町においては、公園に対する住民ニーズの把握としまして、昨年10月に幸田中央公園に関する利用者アンケート調査を行いました。結果としては、安全で安心できる公園であってほしいとの意見が多く、また、カフェなどの飲食施設や運動施設の充実を望む意見も多い結果となりました。なお、幸田中央公園につきましては、来年度からカフェ施設の整備を始め、各施設の充実を図り、安全で安心して利用できるような公園整備を進めていく考えでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 児童館の活用、こういったものが本町の方針であり、先ほど幸田中央公園のリニューアル、こちらの話もありましたが、こういった施策も進んでいるということは承知をしておりますし、わかりました。

まず、幸田中央公園のリニューアルにつきましては、先ほど法令の改正等々があつてということでありましたが、こちら公園、やっぱり各行事において、町外からのお客さんを目にする場所であります。その第一印象というのが幸田町のイメージとしてお客様には脳裏に焼きつくのではないだろうか、そういった可能性が高いと思っております。本町のシンボリック要素が強いこと、災害時の運用も含め、年齢、性別に関係なく魅力に感じてもらえる整備を期待します。

それから、今の法令のほうですが、Park-PFIという制度ができるということも伺っております。これは、飲食店や売店等の公募対象公園施設の設置、または管理とその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行うものを公募により選定する制度であるということであります。ちょっとわかりにくいので平たく考えますと、これは施設の利益、収益を活用して、民間が公園の整備をする仕組みであり、これも今まで公的資金を充当していた部分の削減ができるような形になりまして、大きな効果が期待できるということであると思っておりますので、こういった方向も検討していくべきかなというふうに考えております。

それから、先ほど御解答にありました豊坂ほっと館につきましては、私も開館間もないタイミングで娘とともに遊びに行ったことがあります。中に入りますと、広い遊戯室や秘密基地っぽい図書スペースなど、居心地のよい施設と感じております。多世代交流施設ですので、さまざまな年齢層が日常的に来館する仕掛け、こちらをつくってさらなる進化を今後期待するものであります。

次に、そういったところでいいますと、手本にすべき施設だとか運営の事例はどのようなか伺いたいと思っております。要望としてよく引き合いに出されるものは、施設の大半なんです、決して小さくない規模の施設であります。例に挙げますと、豊田市の鞍ヶ池公園の屋内施設、プレイハウスという施設ですが、こういったものであります。施設規模

は少し除いておいて考えますと、さまざまな施設で構成をされた天候に左右されずに利用できる複合的な施設でありまして、本町の今後の取り組みを検討する上で参考になるものではないかと考えております。そこで、現在取り組む上で手本にすべき施設や運営の事例があるかどうか伺います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） ただいま議員のほうからも豊田市の鞍ヶ池公園の屋内施設、プレイハウスのお話が出されましたが、ほかの市町におきましても、いろんな子どもが楽しめる施設があるかと思えます。調査・研究を進めており、また、今後も進めていかなければならないというふうに思っておりますが、本町におきまして、多世代交流施設、豊坂ほっと館にありましては小中学生のほか、親子、祖父母と孫といった組み合わせでの来館者もあり、学区内はもちろん、町内や町外からもさまざまな年代の方が訪れている施設となっております。こういった豊坂ほっと館という施設がありますので、これを基本とし、より一層利用者が楽しめる施設の整備・運営ができればなというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 調査・研究を進められている、こういったことは理解をしました。多くのニーズが反映された施設の充実を期待します。

次に、取り組みの進捗及び課題はどのようなか伺います。

平成31年度当初予算において、新規事業として第2期児童館建設基本構想を300万円の予算をつけて行い、取り組みが進められてきました。現在の進捗と課題をお知らせ願います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 現在の第2期児童館建設基本構想の進捗状況ということでもありますけども、本年度、児童館の候補地の選定を含め、この基本構想の策定を進めておるところであります。あと、課題といたしましては、住民ニーズに応じた児童館、それから附属施設の規模ですとか機能の把握、児童館建設を進めていく上で、そういったことが重要であり課題であるというふうに認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ニーズに応じた児童館及び附属施設の規模ですとか機能の把握が課題との認識は理解をしました。一方で、小学生の人口のピークですが、最近の小学校の増築等々もグラフを見てみますと、令和6年以降がピークになってくるのかなというふうに認識をしております。こういった流れを見ますと、タイミングを異することなく実現するとともに、こういったことも住民ニーズの強いところであると思っておりますので、こういったところも含めて検討を進めていただきたいと考えております。

次に、雨など天候に左右されない屋内施設の充実を図る考えをお聞きします。

天候を気にせずに通年で利用できる環境に加え、以前からの課題と認識しております図書館の満席で児童・生徒が利用しにくい環境の対策としても、こういった屋内施設には複合的な機能を持たせることが現実的な対策の方向性ではないかと考えております。そういったことから雨など、天候に左右されない屋内施設の充実を図る考えをお聞き

します。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 豊坂ほっと館の中でも大変好評でありますのが、広くて天井の高い遊戯室であります。こういった木のぬくもりが感じられ、親子でゆったりと過ごすことのできるスペースのある施設の整備を考えております。また、中高生の来館も促進するため、静かな環境で読書や学習に集中できる図書館も必要であるというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 親子でゆったり過ごすことのできるスペースのある施設整備ですとか、先ほど出ました中高生の来館を促進するための図書室など、多世代交流施設の充実、こちらのほうは理解ができました。この質問の最後になりますが、今後の計画についてはどのような伺います。

児童館の整備が中心になると思いますが、今後の具体的な計画等ありましたらお聞かせ願います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 児童館を設置するには、今後、用地の選定ですとか、基本設計、実施設計、用地取得、それから建設工事と段階を踏んで進めていかなければならないと考えております。よりよい児童館の建設と運営に反映させるため、まずは先進事例等の調査・研究を行うとともに整備方針等の調整を地元地区と進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 先進事例等の確認ですとか検討も進めるということでありまして。最初にお話をしましたが、外で遊んでいる児童・生徒は、雨が降って天候が悪いときには当然、外に出られません。そういった面も考えますと、通年を通して保護者が安心して子どもを家から出せるような、集まれる居場所が必要ではないかと考えております。そういった面でもただいま計画を教えてくださいましたが、そちらの計画が順調に進むようにぜひ御尽力いただきたいと考えております。安心して子育てと仕事が両立できる環境の充実を期待し、2問目の質問へ移ります。

2点目ですが、町民が利用しやすい環境の充実を、について質問をいたします。

住民の健康意識の高まりや子育てにおけるスポーツへの積極的なかわりなど多くの需要に対し、公共施設が予約しにくい状況が発生していることから、本町のスポーツ振興と公共施設のあり方などについて問うものであります。

本町の人口については、平成22年の国勢調査では3万7,652人、世帯数ですと1万3,142世帯でありましたが、5年後の平成27年の調査では3万9,641人、1万4,225世帯、直近の令和2年2月1日の時点では、これは広報こうたに載っていた数字であります、4万2,402人、1万6,288世帯と、人口は平成22年比112.6%、世帯数は123.9%に増加をしております。年齢構成比では、ゼロから14歳、いわゆる年少人口、こちらは平成22年、16.3%だったものが、平成29年には全体の16.8%、平成22年比でいきますと103%であります。15歳から

64歳の生産年齢人口、こちらは平成22年、66.4%だったものが平成29年には62.7%、平成22年比94%であります。65歳以上の老年人口は、平成22年、17.1%だったものが平成29年には20.5%、平成22年比120%と、これは団塊の世代、こちらの方の人数が大きく影響をしているのではないかと推測しますが、年々老年人口が増加する傾向であります。

土地区画整理事業による若い世帯の転入によって児童・生徒の数も増加しております。本町は、健康のまち宣言をしておりますが、本町のスポーツ振興の取り組み方針はどのようなかを伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 本町のスポーツ振興の取組方針はという問いでございますが、健康のまち宣言に伴う町民の体力づくり事業を推進するため、体育施設の整備充実と各種スポーツレクリエーション行事を開催し、また、地区スポーツ大会の開催を奨励していくことを目標とし、スポーツの振興に取り組んでいるところでございます。この目標に基づき、社会体育施設として運動場、勤労者体育センター、テニスコート、グラウンド、ゴルフ場、弓道場を町民の皆さんに御利用いただいております。また、各小中学校の体育施設を学校開放事業として、学校教育に支障のない範囲での利用をしていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 町民の体力づくり事業の推進のために体育施設の整備充実に取り組んでおられることは理解ができました。

本町の体育施設を利用する場合には、窓口、または電話予約をお願いしております。中でも、小中学校体育館など、学校体育施設に分類されるものは、これを利用するためには町内在住、または在勤者で、10人以上で構成されていて定期的に活動している団体として、学校体育施設スポーツ開放利用登録を行い予約をすると認識をしております。

そこで、現在の登録団体の内訳及び使用する施設の整備状況と課題はどのようなかを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 学校体育施設のスポーツ開放事業は、登録団体のみを対象としております。団体数は小学校に82団体、中学校に40団体、合計122団体ですが、重複して登録している団体を除きますと、全体では115団体でございます。そのうち、学区、各区などを除いた常時利用している団体につきましては、小学校で47団体、中学校で40団体の計87団体でございます。また、幸田高校は15団体の登録があり、利用いただいております。なお、体育施設の整備も定期点検で指摘事項や老朽化を中心に修繕や工事を実施しているところでございます。また、平成30年から水銀灯の製造・輸入禁止の決定に伴いまして、照明のLED化を計画的に進めているところでございます。

課題といたしましては、学校開放の体育館登録が飽和状態であるために、新規に小中学校の体育館を登録するのが難しいので、幸田高校体育館の登録、利用をいただいている状況でございます。そうした中で、本町施設を町外からの利用者が3割程度利用

いただいております、学校開放利用ができない町内の方が予約が取りにくい状況にあると考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 登録団体の重複もありますが、6小学校でこれ平均いたしますと、平均で大体7.8、まあ8弱の団体。3つの中学校の平均では、13.3団体ぐらいになるのかなと思っております。これも単純に計算しまして、毎晩2団体が上手に運用をさせていただいたと課程をしても、小学校は登録団体だけでも週2回、中学校は週1回の利用回数が最大であります。ほかにもここに、今、登録をされていないような団体、これからふえるような団体が来てしまいますと、利用者の上乗せをされるということで、当然、気軽に利用できる状態とは言えないと感じております。また、公共施設の老朽化、こちらにつきましては全国的にも問題になっており、本町でも計画的な修繕など、長寿命化ですとか、現状の課題解決も見据えた取り組み、こちらが今後は大変重要であり必要になってくることは認識をしております。

本町での健康への取り組みや人口の伸びにより、全世帯で利用者が増加傾向にあると認識をしております。稼働率が高い、これは財政面では大変重要なことであります。ですが、慢性的にあきがなく、気軽に予約ができない状態が発生しており、こちらは先ほどお話にもありましたとおり複数の住民の方から改善要望をいただいている内容であります。内訳でありました、町外からの施設利用者が全体の3割強いらっしゃいますが、広域連携が近隣市とできるかどうかなども検討をするような流れもいるのかなとも考えております。

そこで、町外利用者が本町施設を利用する要因分析及び、その対策はどのようなか伺います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 本町の施設を利用する要因についてでございますが、施設によって異なりますが、グラウンドゴルフ場は県内屈指の天然芝常設コースのため、県大会等で利用された方や評判を聞いた方が利用していただいていると考えます。

その他の施設につきましては、予約が取れる施設ならどこでもいいという候補の一つが幸田町の施設だったということも聞いております。運動場につきましては、他市町は硬式野球の利用は野球場のみで許可しているため、一般的なグラウンドでは禁止していることも町外者の利用がある要因と考えております。庭球場については、比較的安い料金で利用できるという声が聞かれ、幸田町から近隣の方の利用が多いと考えます。勤労者体育センターは、比較的安い料金で予約が取れる施設ならどこでもいいということ聞いております。ただ、申請者が町外で、その団体の中に幸田町の方が何人含まれているかは把握できておりません。また、本町は体育施設を利用するための団体登録を要しないため、町内、町外の区分がないため利用しやすいと考えています。ただ、申請者が町外であっても、メンバーに町民が含まれている場合もあると思われれます。

他市では事前登録が必要で、在住・在勤が利用資格であると聞いていますので、広域連携につきましては、現状の私どもの取り扱いでは難しいと考えております。予約受付開始時間は、窓口が午前8時40分、電話が午前9時。窓口を優先した受付となっております。

りますので、遠方からの予約をある程度制限できるのではと考えております。なお、本町では、各種目の大きな大会、公式試合ができる施設が残念ながらございませんので、近隣市でお願いしている状況でもございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 本町にはスポーツの大会を開けるような大きな会場がなく、近隣市で会場をお借りする実態があるということも理解できましたし、そういったことから体育施設を低料金で町外利用者にも開放できるよう配慮をされているということであろうかというふうに理解をします。

一方で先ほども申しましたが、住民目線で考えますと、やはり気軽に使えないこと、こちらへの改善要望が至極当たり前の声かと思っております。先ほど出ましたが、例えば、硬式野球の利用可能な町内施設については坂崎運動場、とぼね運動場、大日蔭運動場の3施設であります。球場ではなくても使えるという大変緩和された、使う側からすればありがたい条件だと思っております。

庭球場につきましては、幸田文化公園庭球場、幸田町豊坂庭球場、幸田町とぼね庭球場の3施設が中心かと思えます。いずれも利用期間初日、朝一番に先ほどの8時40分からの窓口申請ができるように前夜から並ぶような激戦な状態であると伺っております。

完成間近の北部中学校テニスコートにおいては、雑談で話題にした際でも、9年前に要望したのがやっと完成したことだからねと当時を知る友人から率直な声を聞きました。当時、中学生だった御子は既に成人し社会人になっております。

要望への対応については、さまざまな対策方法や手法があるとは思いますが、施設の専用化への道、こういったものについて現実的、実現可能なかどうか。テニスコートや硬式野球グラウンドなど専用化の考えはどのようか伺います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） テニスや野球を硬式のみや軟式のみといった特定のグラウンドに限って、専用グラウンドにしてはどうかという御質問でございますが、並んで予約されているのが運動場では硬式野球の団体のみでございます。一つの運動場だけにしますと、競争率が今よりもさらに激戦になると考えております。庭球場についても人工芝でなく、クレーコートの庭球場があいていないなら、そこでもよいとって利用されることもございます。現状では、今までどおりの専用としてでなく、何でもできるような状態で利用していただくのが使い勝手がよいのではないかと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 町民からの要望は過去から繰り返し出されているものであると思います。今回質問をさせてもらったのは、根本的な対策が必要であるとするならば、実現するために何をならなければならないかに軸足を移し、関係者一丸となって行動すべきではないのか。先の見えない時代だからこそ、目指す姿と時期を共有し、到達するための一歩を踏み出さなければならないと考えております。その他の解決方法としては、利用時間の区切りを1時間単位に変更し、こま数をふやすことで対応が可能なかどうか、こういった検討も要るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

最後に、スポーツ振興の関係では、昨年12月15日より実施されております町長と区の懇談会資料、こちらの記載では公共施設の優先予約、勤労者体育センターについてしか触れられておりません。学校開放の体育館が飽和状態であり、勤労者体育センターも利用が多いため予約が取りにくい状況にあります。今後、幸田町の人口も、高齢者もふえ、それに伴いスポーツ人口がふえ、施設整備の要望も多くなると予想され、健康維持のためにも施設が必要となるのではないかと感じております。そこで、優先予約以外で町長に、今後、スポーツ振興のために総合体育館や遊水池計画の中でのスポーツ施設の整備のお考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 利用時間の区切りを1時間単位とか、そういったことはどうかというような御提案でございます。施設利用の現在、運動場は3時間単位、庭球場は2時間単位で御利用いただいております。運動場の利用状況を見ますと、半日単位以上の利用、ほぼ1日の利用が多い状況でございます。庭球場については個人での利用が多く、また1単位、もしくは2単位での利用が多い状況でございます。並んでの予約については4単位までの予約をお願いしており、今までは1人で予約に並んでおればよかったのが、2人で並ばないと利用したい単位がとれないという状況が発生するおそれが考えられます。並んでとられる方にとっては逆に不便になってしまうと考え、今の区分が現状では最適ではないかと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、お話ありましたように、幸田町内のスポーツ振興という中で、まずは既存のスポーツ施設の環境整備に取り組まなくちゃならないと、これ思っております。さまざまな場面で地元のスポーツ施設、スポーツやられているところの開場へ行きますと、たくさんの細かい点でありますけれども、お叱りを受けておるということで、簡単なところから、まずは直していきたいなと思っております。そういった意味で、グラウンドゴルフ場等におきましては、町外からもかなりの方が来ていただける、これはかなり大きな大会もできるようになりました。しかしながら、野球だとかソフトバレー、さまざまな競技項目につきましては、今、議員からお話がありましたように専用のにはなっていないところもあるし、公式的な試合もなかなかできなくなっておるのが現実でございます。そういった意味で、まずは既存のスポーツ施設の環境整備、これはもちろんでありますけれども、やはり、子どもたち、人口がふえている、そしてスポーツ振興をする上で、なるべく早い時期にある程度専用のものができるような公式会場ができるような施設も地域の懇談会の中で望まれております。屋外におきましては、総合運動場だとか、屋内におきましては弓道場だとか、そして武道館、こういったようなものも整備計画があるのかという話をたくさん承っております。まずは自分の、その令和に始まるスタートプランの中でも菱池遊水池の利活用、これはどの地域でも申し上げております。現在、用地買収を進めておる中で、令和2年度には、まずは100%用地買収が終わるという前提ではありますけれども、その後、菱池遊水池の工事が始まるとともに、県営の事業でありますけれども、その24ヘクタールの広大な土地を日ごろから洪水調整池ということでもありますけれども、水がたまっているわけではないという

ことで、利活用に向けた取り組みということが始まります。これは県の事業ということでもありますけれども、その広大な用地を総合運動場だとか、幸田町内にないサッカー場、そして野球の専用場だとかソフトの専用場なのかもしれません。そういったようなものが構想として、利活用として、改めて提示できるようなところまで来たということで、これはしっかりと具体的な計画を述べていきたいと思っております。

総合体育館構想であります、前任の大須賀町長の時代から総合体育館の構想かという話は出ておりました。それはもちろん引き継いでおります。一般的に考えましても、町民会館、プール、ハッピーネス・ヒルの周辺にできるのが一番無難であろうと思っております。しかしながら、現在、プールだとか町民会館は、平成8年オープン以来、大規模な改修を行っていなくて、もう20年近くたった中で、やっと町民会館の大規模改修が少しずつ終わってきている。今はプールの大規模修繕が始まっているということで、大体二十数年たつと大きな修繕費を伴うということでもあります。100億近いお金をかけてつくった施設も必ず老朽化するということで、そういった将来の建て直しのための資金をもちろん積み立てていかなくちやならないということもありますけれども、総合体育館構想にありました、やはり多機能であり、複合的であり、そして民間的な発想を持った形でつくっていくような形が一番いいんじゃないかなと思うし、蒲郡もそうありますけれども、やはり、そこでできる幸田町ならではの特異なスポーツに特化した、例えば卓球だとか、いろんな優秀競技項目があるので、お互いにその市町で同じようなものをつくるんじゃないかと、それぞれの市町がお互いに友好利用できるような体育館構想も一つの提案ではないかなと思うし、防災機能もよいだろうし、また違う形で、フィットネスだとか、また、その周辺にはレストラン機能を加えるだとか、いろんな形で民間の発想を取り入れる形で総合体育館構想も徐々には提案できるようなことに取り組みたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ありがとうございます。これからはやはり、総合施設が求められて、運営に関しても民間の力が必要になってくると考えておりますし、逆に民間施設の中にこういった公共のものはめ込んでいくような逆の発想もしていけないかん時代になってくるのかなと思っております。先ほどありました幸田に特化したスポーツですとかを考えますと、やはり、広域で連携するというのも、そういう面では必要になってくる事案かなと考えております。いろいろこれから要望がある中で、町の中の施策を進めていくわけですので、ぜひそういったところは開示をしっかりといただきながら、皆さんの意見を極力反映できるような形でやっていけたらなと思っております。ぜひお願いしたいと思いますので、これで質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境毅君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、廣野房男君の質問を許します。

7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、今、最大の問題である新型コロナウイルスの蔓延を防ぐため、通常の業務で忙しい中、町長を初め、役場職員の方々が対策本部を立ち上げ、町民をこのウイルスから守るべき行動を起こしてくれたことに対し敬意をあらわします。

私自身も対策本部からの通達を真摯に守り、地域住民の健康を第一に考え、この問題が大きな被害もなく収束するまで頑張る所存です。町長初め、対策本部にかかわっている方々も健康に留意して今後も御指導をお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

昨年9月の一般質問でも少し触れさせていただきました耕作放棄地の有効利用について再度質問させていただきます。耕作放棄地とは、過去1年以上、作付せず、数年の間に再び作付する考えのない農地として定義され、長期間放棄され、原野化されている土地のことを言うようです。また、耕作放棄地というのは統計用語で、遊休農地という言葉は法令用語であるとのこと。ほぼ同じ意味で同義語であるとのことですので、今回は耕作放棄地として質問させていただきます。

もともと優良な水田が稲作もせず、幸田特産の筆柿の広大な畑も放置されている姿はとても寂しい限りです。その原因はよく言われている高齢化による労働力の不足が50%以上も占め、生産性が低い、農業の担い手がない、土地条件が悪いなどが挙げられています。農地を抱えていても負担になるだけで、ほかっておいたほうが体力的にも経済的にも楽だからというような気持ちではないかと思います。まず、お聞きします。全国的にふえる傾向にあると聞いていますが、幸田町として耕作放棄地が農地の何%か、面積としてどれぐらいあるのか把握していますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員の言われるとおり農地が耕作されず、荒れてしまい耕作が放棄されてしまうといった問題は、本町のみならず、全国的な課題となっております。農地法では遊休農地として定義され、毎年農業委員会では利用状況調査を行い状況把握をして対応しているところであります。この遊休農地と耕作放棄地につきましては、私のほうも議員に合わせまして、以後は耕作放棄地として回答させていただきたいと思っております。

耕作放棄地といたしまして、農業委員会の今年度の調査では、町の農地の農用地が1,090ヘクタール、耕作放棄地は9.3ヘクタールでありますので、割合といたしましては0.85%となります。この大半は圃場整備等が未整備の場所や山沿いの場所など、耕作条件があんまりよくない農地ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） はい、わかりました。オペレーターが耕作するのをちゅうちょするような原野に近い農地、いわゆる耕作放棄地はその名のとおり、ただ放置されているだけで、もとの青々とした水田は昔話のようになっています。いつまでも放置しておく

全く元に戻せない荒廃農地に分類されてしまいます。しかし、そんな中でも何とか耕作放棄地がふえていくことを防ぐことはできないか、農地として復活させるにはどうしたらよいか、何かいい方法はないかと心配して相談に来る人たちもいます。前にも言いましたが、耕作放棄地の問題は全国的な傾向ですが、それを復活させた事例も時々聞きます。何もしないで手をこまねいては、この大きな問題である耕作放棄地がふえていく一方だと思えます。

お聞きします。幸田町として、耕作放棄地の発生防止やその解消をするべく基本構想などはありますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 耕作放棄地の発生防止やその解消すべく基本構想というのはございませんが、町では農地法に従いまして、農業委員会と連携し、耕作放棄地の発生防止やその解消のための活動を年間を通じて行っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 後でもお聞きしますが、幸田町も含め、全国的に展開している農用地の環境を守るための多面的機能支払交付金事業があります。その事業を通して、耕作放棄地を復旧し、地域活性化につなげた事例で耕作放棄地を80%削減したという、ほかの件の例もあります。それには農業者だけでなく、自治体も学校も非農家の地元の人も巻き込んだ活動で、10年以上かけて19ヘクタールあった耕作放棄地を4ヘクタールまで削減した神奈川県藤沢市の事例です。地道に何年も継続して取り組んだ結果、大きな成果を上げられたと聞いています。

そこでお聞きしますが、町として、ここ最近指導などして耕作放棄地を農地として復活させた事例はありますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業委員会等で行う農地のパトロールの結果、情報提供のあった箇所について、町では昨年10月から11月に現地を再確認し、耕作放棄地に該当すると判断した所有者に対し、適正管理指導と今後の土地利用意向調査を行い、所有者の農地に対する意識向上を図っております。昨年度、現地再確認を行った農地で、耕作放棄地として判定した箇所115筆、8万6,772平米のうち、今年度、草を刈る等の改善が見られた筆は39筆、2万4,862平米ありました。また、今年度、土地利用意向調査により土地を貸したい地主と土地を借りたい新規就農者の間で9筆、3,492平米の貸借の話がまとまるなど、結果、17筆、7,591平米が営農再開までに至り、耕作放棄地を解消することができました。今後もこのような取り組みを粘り強く行い、国土の狭い日本にとって食料の安定供給を確保するため、限られた貴重な資源である農地を守っていくため努力していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今、農業委員の方の話が出ましたけれども、農業委員の皆さんが苦勞して農地パトロールをしながら耕作放棄地を調査し、地主さんたちに指導したり相談を受けたりする姿を拝見させてもらっていますが、なかなかうまくいってないと聞きますが、今、部長の方の話でかなり効果が出てるような話も今、承りました。また、もと

もとの農業委員の方たちは農地法に基づく農地の売買や貸し借りの認可、農地転用案件への意見具申が主な目的で、こうしなさい、あしなさいという権限がないからだと思いますけれども、お聞きします。耕作放棄地の指導は今も話がありましたが、この人たちに任せっきりでやられますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 耕作放棄地の指導につきましては、決して農業委員会に任せっきりというわけではございません。先ほども御説明させていただきましたように、町と農業委員会が日々協力し合っているというところであります。農業委員会等からは担当する地区の農地において、耕作放棄地のおそれがあるなど、問題となることがあれば町とも連絡を取り情報共有をして、ともに問題解決に取り組んでおります。町では、このほかに耕作放棄地、またはそのおそれのある農地の情報が周辺住民等から入れば、その都度、地権者へ指導等を行っておるという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 手を打つ時間がかかればかかるほど、知らぬうちに地権者の名義が変わったりしてしまいます。町外はともかく、遠く県外の人の名義になったりしていて、地域でまとまるにもまとまりにくく、この状況からますます抜け出せなくなります。先ほど、耕作放棄地の80%を復旧したという事例でも、復旧活動に取り組んだ該当用地の所有者の40%が地域内にいないため農地管理が行き届かず、荒れ果てた状態になってしまっていたそうです。活動を進めるため、意向を聞きに行ったり、開業に来てもらったりするのに相当な苦勞と時間を要したと思われます。それよりも、その問題に興味もなく無責任になっているので、賛同を得るのが大変であったらろうと想像します。何もしていない耕作放棄地でも売買や名義変更ができてしまうことも問題ですが、そこでお聞きします。

せっかくの優良農地でありながら、何の栽培もしていない場合、町として指導や命令などをすると思いますが、従わないときはどうしていますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 優良農地であれば栽培をして管理をしていただくことが一番望ましいということですが、草刈りなど管理がきちんとしておるものであれば、法的には問題はないということになりますので、町や農業委員会としての指導は行えないということになります。ただし、この保全管理がきちんとして行われていなければ、町から地権者に利用調査と管理指導の文書を送付したり、それでも収まらない場合は、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告できるということになっております。ただ、現実としては圃場整備を行っていない土地や狭小地などの条件不利な土地、そういった土地は農地の中間管理機構の方でも手に負えないということで借りていただけないと。対応には苦慮しているところが現状でございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 草刈りをやっておればいいというのが大変寂しい話なんですけれども、幸田町の農地は今は耕作放棄地となっても元来優秀な農地のはずです。農地は農地として生かすのが最善の方法だと思います。農地として生かす方法の一つに貸し農

園があります。私の地元の区画整理で大勢の人が転入してくれました。ほとんどの家が住宅と駐車場でいっぱいいっぱいの大きさに、敷地内に畑をつくることはまずできません。せいぜいプランターで小さな野菜を栽培するくらいです。そこで、若い夫婦の方たちから近くに畑があったら、いろんな野菜をたくさんつくりたいなど言っています。貸し農園についてお聞きします。貸し農園の利用率はどのくらいですか。もっとふやすつもりはありますか。町で募集している農園はどんな規則がありますか。借りる方への資格審査とか研修会のような企画はありますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 貸し農園についての御質問でございます。

まずは開設に関しまして、必要な法的な部分からお答えさせていただきたいと思えます。地方公共団体が貸し農園として農地を貸し付ける場合は、市民農園整備促進法、以下、促進法と言わせていただきますが、この場合と、特定農地貸し付けに関する農地法の特例に関する法律、こちらのほうは以下、特例法と言わせていただきますが、どちらかの適用を受け実施する必要があるがございます。

本町におきましては、特例法に基づき開設のほうをしております。促進法と特例法による場合の大きな違いにつきましては、休憩施設などの附帯施設設置の必要性ということで、促進法では設置が必要、特例法では設置の必要はないということが挙げられます。ほかにも駐車場ですとか、いろんな附帯設備というものが考えられるわけですが、現在、町が管理する貸し農園は2カ所ございます。そのうち、大草にあります幸田ふれあい農園につきましては、1区画が30平米でございますして68区画あります。うち、あきが本年度は6区画、利用率が91.2%でございます。そして、就農支援研修農園、深溝東光寺のほうにございますが、こちらが1区画が70平米で12画ございます。こちらのほうは、あきが8区画、利用率が33.3%という状況です。こうしたこともありまして、町としてこれ以上、貸し農園をふやすということが必要かどうかというところでございますが、現時点では計画はないということでございます。また、町で募集している農園はどんな規則があるのかということで説明させていただきますと、幸田町特定農地貸付要綱により条件を定めておるということです。

借りる方の資格審査というものは特にはございません、借りる方につきましては。町内関係なく利用者のほうを呼びかけておるという内容になっております。そして、研修会のような企画につきましては町で開催しているものもございませんが、農協等でそういった講習会等もございますので、その都度御案内をしているという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今、お聞きしますと貸し農園がまだまだあいているという状況なんですけども、やっぱり近くに欲しいなというような地元の人声じゃないかなと思えます。そこで、貸し農園のつくり方、経営の仕方についてお聞きします。各農家がめいめい貸し農園をつくって、人に貸す場合の法律上の問題などはありますか。それよりも町や農協などの団体が農園をつくったほうがよいのかお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農地を所有する農家等が農地を貸し農園として農地を貸し

付ける場合についても、先ほども申しましたが促進法による場合と特例法による場合、どちらかの適用を受けるということでございます。この場合、この開設手続に際し、農家等の開設者がみずから貸付規定を作成いたしまして、農業委員会に申請し、内容審査の上、承認を受けることに加えまして、市町村との間で貸付協定を締結する必要がございます。貸し農園について農家がつくったほうがよいか、それとも町や農業がやったほうがよいかということは一概には言えないわけですが、町や農協などがやった場合には、この貸付協定の必要がないということもございます。そういったことからいいますと、開設のハードルが町や農協のほうが少し低いのかなというふうに考えられます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） それでは、別の見方からいって、もともと農家でない人が脱サラや定年退職して農業をやるといった話をよく聞くことがありますが、全くの素人が農業をやろうとする場合、かなり高いハードルがあると思います。そういう方たちが農地を買ったり借りたりするには農地法に基づいていろいろな条件があると思います。農地法は素人の私から見ると複雑でよくわかりませんし、何か何もさせないぞというような感じがします。これも農地を守るため、自由、勝手にさせない、農地を農地以外には使わせないことが基本となっているようですが、農業をやりたいという人に対して、後押しができる方法はありませんか。

それではお聞きします。耕作放棄地を格安で貸すなど、何とか簡単に農地を取得して農業ができるようにはなりませんか。また、よその地域でやっているような農業をやってみたいと思う人を町内外を含め、広く募集するような取り組みはありますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、農地の取得に関しましては、農地法で御存じのように制限されておるといってございまして。耕作をしているかどうかを判断するための、委員もおっしゃいました複雑なという表現をされておりますが、さまざまな要件がございます。農地として売買し、所有権を移転するためには、その各要件を満たした上で、農業委員会より許可されることが必要となっております。このため、農業をやった実績がない方がいきなり農地を取得するということはかなり厳しい制限を受けます。今年度、新規就農者が耕作放棄地を借り受けたという実績もありません。したがって、まずは貸借という形で農業の実績や経験のほうを積んでいただき、取得に必要な各要件をクリアすることが重要であるというふうに思います。

次に、農業をやってみたい方へ町内外を含めた募集をするような取り組みということでございますが、町ではホームページや窓口においてパンフレットを配布するなどして新規就農者のほうを募集はしております。また、JAあいち三河では、新規での苺の生産者をふやしたいということで苺産地活性化プロジェクトチームを設置して新規就農支援のほうを行っております。募集のほうは農協のホームページ等で詳細が掲載されております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 前にも触れましたが、全国的に多面的機能支払交付金の事業が展開

されています。そして、どこの市町村も広域化を取り入れて事業を推進しています。初めのころは各組織がおのこの単独で活動し、事業計画の作成から事業報告書、金銭出納簿の作成などをしていました。そして、その資料のチェックを受け修正したり、実作業より事務系の作業で苦勞していたものですが、平成29年ごろからだと思えますけども、幸田町の全組織が一本化し、広域化を図ることにより広域組織ができ上がりました。広域組織のおかげで面倒な事務的作業は事務局がまとめてくれるようになり、以前、この事業に携わっていたころは本当に楽になり助かりました。

しかし、この事業の本来の目的の一つは耕作放棄地にさせないこと、その有効利用があったと思います。地域、組織によっては、せっかくの交付金を効率的に使えず、次年度に持ち越したり、あるいはもっと活動したいのに交付金が少なく農用地の現状維持活動が精いっぱい、活動の必須項目を何とかクリアしている地域もあります。私は以前、この活動に携わっているとき、ある地域の人に、繰越金がたくさんあったので余るようなら私の組織に少しくれないかと言ったことがあります。各組織の農地の面積割りで交付金を分配していますが、広域化として事業を進めるなら、幸田町にもらえる交付金を各地域組織に分配するだけでなく、ある程度、事務局が特別会計のように資金を確保しておくのはどうでしょうか。事務費として各組織から一定の費用は徴収していることは承知しています。事務の効率化もありがたいですが、現場の改善のほうが大事な事業です。地域の組織にお任せだけでは改善は難しいかもしれません。そこで、その資金を有効に使うため、ある重点地域の問題解決に指導と資金を投入して、2、3年かかろうと、5年、10年かかろうと、農地の復活にかけてはいかがでしょうか。そして、農家おのこのが特産的な野菜を栽培し、そこでみずから直売する独自産業の推進や多面的機能支払交付金事業の中の項目にある景観形成を強力に推し進め、地域一帯に花を植えるとか、地域一帯に特徴ある野菜を栽培したりして農地の有効利用を実現する方向に導いてあげてはどうでしょうか、お聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員の言われました国の交付金事業である多面的機能支払交付金を本町としましては、耕作放棄地発生の抑制について、農地の保全を目的とした活動組織、幸田広域組織であります。行う景観形成の取り組みに対し支援はしておるということでございます。この多面的機能支払交付金事業は、国の要綱に基づき、活動組織は草刈りや施設の補修など、農地の保全活動に係る活動計画を立て、毎年取り組んでおります。景観形成についても、この活動計画の中の一項目でございます。したがって、耕作放棄地発生を抑制するために景観形成のみに特化して、多面的機能支払交付金事業の活動を行うことは国の要綱上、認められておりません。しかし、この制度のもと、活動組織においては、活動計画の中で知恵を出し合い、少しでも耕作放棄地発生を抑えるため、営農困難な農用地にコスモス、ヒマワリ、ナタネなどの植栽が行われている状況です。

このように多面的機能支払交付金を活用した景観形成活動が、農用地を適切に利用、管理するための方法の一つとして今後も取り組んでいけるよう、町といたしましても活動組織のほうを後押しのほうはしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 景観形成がうまく行われているところもありますが、それ以外のところに対してどうするかというようなことで今、お聞きしておりますけれども、今の質問に関連しますが、先に申しました多面的機能支払交付金での耕作放棄地削減の成功例などは組織の規模も大きく、交付金の額は数百万円を越す大きな団体で活動しています。幸田町の地域分散による小さな組織では、やはり大きなことはできません。また、極端なことを言えば、町が一つの団体になり、先の提案より、もっと交付金を事務局が抱え、さらに言えば、全額に近いぐらい抱え込み、その資金を重点地域を絞り込んで注ぎ込み、数年かかっても徹底的に耕作放棄地の解消に取り組むなどすれば、かなり大きな効果が期待できると思いますが、こんな考え方はいかがですか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 多面的機能支払交付金事業の活動組織については、国の要綱によりますと、地域の集落や農業者団体などのみで構成し設立することとされております。本町では、平成29年度に行政区を基本とした20あった組織を幸田広域組織として一つにまとめ設立されました。この幸田広域組織では、各地区の代表者で構成された幸田広域組織運営委員会において、各地域の状況を反映した活動計画や交付金の使途について決定され、年間を通じて活発に活動していただいております。町といたしましては、運営委員会で決定された活動計画や交付金の使途を尊重しつつ、耕作放棄地発生を抑制するためにも他の活動組織の優良事例などを研究・調査いたしまして、活動組織へ情報提供を積極的に行うということでサポートのほうもしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） ちょっと極端な事例はどうですかと言っておりますけれども、何とか重点的に耕作放棄地をなくしたいというような地域もありますので、またよろしく願いしたいと思います。

次に、今は耕作放棄地で、もともとは米を初め、優秀な作物を栽培していた優良な農地です。農業振興地域であり、農地として復活させるのが一番よい解決策ですが、農地以外の利用方法も考えてみたいと思います。農地以外の利用方法は実際に公共性の高い施設の建設など、事例もたくさんあります。そこでお聞きします。農業振興地域であり、町の都市計画マスタープランにも挙げられてない地域でも、企業の進出や医療機関や商業施設といった開設はできるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農業振興地域内での建築物の伴う開発についてということでの御質問かと思えます。開発をするためには、都市計画法などの他法令の手続が必要となります。私のほうでは農業振興の立場からお答えのほうをさせていただきます。

まず、手続としましては、農業振興地域からの除外、いわゆる農振除外というやつですが、そちらのほうの手続が必要となります。農振法のための観点で言えば、土地改良事業完了後8年が経過しており、農地法、都市計画法、その他、多法令、全ての許認可見込みがあり、なおかつ農用地区域の周辺部であること、そして、必要性や土地の選定理

由など、そういった5つの要件を全て満たすことが必要であります。農業振興地域から除外された後も、その扱いについては面積の大小に関係なく、今度は農地法において規制され、農業振興地域の除外、及び農地転用の要件を満たすことが必要となります。なお、個々の事例や状況により、こういったものは大きく判断が異なりますので、計画の段階で個別案件ごとに一つ事前に相談をいただいて、その都度判断のほうをさせていただければというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今の質問の続きになりますけども、開発者が農地を買って進出する場合、どんな手続が必要ですか。今の答えと同じになると思いますけれども。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 開発者が農地を買って開発を行う場合ということでございますが、今ほど、先ほどの御説明と重複するところもございますが、都市計画法等、全ての関係他法令の許認可見込みがありといった説明もいたしました。その後、農地転用の手続も必要ということになります。市街化調整区域の農地の場合は農業委員会にて審査後、農業委員会からの意見をつけまして、愛知県知事により許可されるというふうになっております。なお、農地転用する農地が農業振興地域内の農地の場合は、繰り返になりますけれども、一つ余分な農振除外のほうをやってからと、そういうことになります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 耕作放棄地の農地以外の使い方として、最近、農地が太陽光発電の用地となっているのを見かけます。耕作放棄地になってしまうと、その農家として大きなデメリットになるだけです。税金を払っているだけで、何もしていないため支出が発生するだけです。しかし、太陽光発電をやれば、耕作放棄地の有効な活用ができます。農家にとって収益面で魅力がありますし、農地を相続で受け継いでも、農業をやったことがなく興味もない、そんな人にとって格好の使い道になるでしょう。しかし、一方で太陽光発電によるトラブルもあり、よくニュースで取り上げられているのを見かけます。周辺地域の環境により、設置できないところもあるでしょうが、まず、環境面で設置するには支障がない場所と限定して、太陽光発電施設の設置のため、農地転用を申請して、それを受理してもらうにはどんな条件が必要なんですか。農家自身が申請する場合と、ある企業が耕作放棄地を農家から買って申請する場合もあると思いますがいかがでしょうか。また、農地転用ができる土地とできない土地があると聞きますが、そのあたりもお聞きします。先ほどの質問と重複するかと思いますけれどもよろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 太陽光発電のための農地転用につきましては、こちらは太陽光発電が大きく報じられたあたり、何年か前に特別に太陽光発電についてという農地法上の通達のほうも特別に出ておるということでございますが、こちらのほう、先に申しましたとおり、個人、企業問わず、基本的には通常の建築物とか住宅、住宅のほうになりますかね。住宅のほうを建築する場合などと同等の基準により審査されることとなります。転用する農地の営農条件や周辺状況を審査する立地基準等計画が妥当であるか。

また、関係法令上の手続ができているかなども審査する一般基準の両方を満たすことが必要となってまいります。なお、営農条件がよい箇所は特例もありますが、原則許可がおりづらくなっておりましてところですが、逆に、営農条件が余りよくない農地であれば、比較的許可がおりやすいということもございます。こちらも具体的条件により大きく判断が変わるということになります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） いろいろありがとうございました。幸田町は住宅環境、日常生活にとって便利な商業施設、多くの企業進出のおかげによる働ける環境、そして、緑の山々に囲まれた農村環境と、とてもバランスのとれた、どこにも負けない誇れる町だと思っていますし、アンケートでも町民の皆様が多くはとても住みやすい町だと言ってくれています。国道23号も、蒲郡から先の延伸工事も始まり、4車線化の工事も当初の予定より早く始まると聞いています。そこを通行する交通量も相当ふえてくると思います。その国道23号の桐山インターと芦谷インターの間の高架から幸田町の全域がよく見えます。そこから見える景色は先ほどから申し上げている耕作放棄地が原因だろうと思われる緑色ではない色が目立ち、とてもきれいな田園風景とは思えないところがあります。日本の食料はカロリーベースで見たり、生産額ベースで見たり、いろんな見方があるにせよ、食糧自給率は世界でも下のほうで、食料品の多く60%から70%近く輸入に頼っているのが現状です。地産地消がよいと言われる中で、優秀な農地を放置したまま何も栽培していない田畑を見ると大変に危惧されます。地域や地主さんたちのまとまりと、自主活動はもちろん必要です。また、農業に対する税制面の優遇措置もありますが、それでも農業から離れていく現象がとまりません。幸田町は農業を衰退させてはいけないと思います。ここは町としてリーダーシップを発揮して何か方策を立てて取り組む必要があると思いますが、町長の御見解をお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 農地の問題でありますけど、農地保全とともに今言われましたように幸田町は大変バランスがとれた環境のよい町であるということで、今、お話に出ております遊休農地、そして、耕作放棄地、同じようなものだということで説明させていただきましても、やはり、こういったものをどうやってシステムによってうまく保全していくかということが私にとっては使命課題じゃないかなとは思っております。

例えば、現在、筆柿、幸田の特産物であるにもかかわらず、売上高がもう1億を切ってしまった時代が来ている。6,000万円であることで大変な危機的な状況であります。しかしながら、全国の市場では筆柿を早くたくさん持ってきてくれれば、もっと売れるよと。また、私どももいろんな県外に行っても、筆柿が大変評判であります。しかしながら、この幸田町の農地を守っている、筆柿をつくっている部会の皆さん方はやっぱり選果をしながら、幾らよく売れる筆柿であろうとも山の上のほうまで行ってコンテナ持って、高齢者の方々がしっかりよい筆柿を送り込むということは難しくなってきたおるけれども、道の駅ではそういった選果がちよっと外れてもたくさんの方々が安い筆柿を買ってくださるということで、筆柿振興一つとっても、私の土地利用構想の中で、実は遊休農地を住宅団地に変えていく構想もありますし、工業団地の構想もありますけ

れども、やはり、耕作放棄地、そして遊休農地をもう一度農地でよみがえらせていくということも使命だと思っています。学区の懇談会におきましても坂崎学区、そして豊坂学区の一部の方から、もうオペレーターには任せられないということで、この耕作放棄地をどうにかしてくれという話は大変強く出ております。一つの具体策と申しますと、やはり、議員からお話がありましたように一つのそういった箇所をうまくまとめることによって、システム化するときどうしてもその労力だとか土地をうまく集約化して採算をとりつつ、そこで働く方、耕作放棄地をもう一度よみがえらせる作業をする方々も、もう一度その生活資金として働くことによって営利が保てる仕組みになると最高だなと思ってますけれども、例えば、シルバー、シニア世代のサポートセンター等々が一つの取り組みの中心となりまして、今ある幸田町内でも民間の企業が、例えば坂崎学区でいろんなパクチーだとか、いろんな市場へ卸す産物をつくって農業展開をしている企業もある。そして、町内に農福連携だとか、医療だとかさまざまな観点で、福祉も含めて、農業を企業の方々が幸田町内の土地利用をしながら、うまく土地活用をしていきたいという方も熱心にお見えになるので、そういったシルバーシニア世代のサポートセンターの人材育成と、農業に対する人材育成と、そして、民間の企業をうまくマッチングさせることによって耕作放棄地とか遊休地をもう一度よみがえらせるような方法ができればいいなと思っております。もちろん今言いましたように農地を持っていない人というのはたくさんいるので、今まで農業ができなかった人ももう一度農業を教えてもらうことによってこんなものができるんだって言って、それが企業化して、いろんな地産地消のものができるような仕組みをぜひ考えていくことが自分の責務だと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） どうもありがとうございました。

それでは、これも農地利用になるかもしれませんが、このたび荻谷地区で土地区画整理事業が始まるとのことです。この地区も前々から準備しながら地権者の人たちの理解を得て、幸田町の都市計画マスタープランに沿って、新しいまちづくりに向けていくと思います。ぜひとも今まで町内各地で行われた区画整理事業を上回る安全で住みやすく住民に喜ばれるニュータウンを築き上げていき、幸田町のさらなる発展に寄与してほしいと思います。

さて、前段の耕作放棄地の有効利用の方法として、土地区画整理事業を取り入れたらいかがでしょうか。地主さんたちの意向がまとまれば、土地区画整理事業をその選択肢として考えてもよろしいでしょうか。先ほど触れましたが、都市計画マスタープランに載っていない中で実現性はありますか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 土地区画整理事業を選択肢として考える場合は、幸田町都市計画マスタープランにおける位置づけが必要と考えます。現行市街地との一体性や都市拠点との関係を踏まえ、幸田町都市計画マスタープランにおける土地利用等のまちづくりの方針に合致するものであれば、区画整理事業という手法も一つの選択肢として可能と考えます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） なかなか難しいようですけども、これ一つ、土地区画整理事業を進める進め方について一つお聞きします。事業を進める上で、既存住宅など建築物の撤去や移設の取り扱いなどでよく問題が発生し、事業の進捗ぐあいにはいろいろと支障を来すことがよくあります。ところが、最近こんな情報を耳にしました。区画整理事業を進める中で、規制緩和の一つとして事業区内の既存住宅や倉庫などの建築物は立ち退きなどをしなくてもよく、そのまま動かなくてもよい。減歩のかわりとしての加算面積の清算事務や制裁金の徴収などはない、いわゆる中抜きも可能だと聞きましたが、そういう事実はありますか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 都市区画整理の区域境で開発済みであれば、区域から除外した例はこれまでもあります。区域境でなく中抜きとなりますと、区域からの除外は難しくなります。民間開発等による自治体の開発済みで、かつ周辺との地盤高や完成している道路の規格が都市区画整理事業と合致すれば、事業区域から除外することができるかもしれません。

ちなみに10個以上の開発済み区域を中抜きした事例は県内でもありましたが、例えば、1個だけを中抜きといった事例は見当たりませんでした。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） わかりました。いずれにしましても、新しく始まる荻谷地区の土地区画整理事業が順調に進み、立派な町ができることを期待しています。

最後に、幸田駅利用者の利便性の向上についてお聞きします。ぜひとも要求の実現をお願いしたいと思います。私ごとですが、私は昭和52年に幸田町の住民となりました。そのころの幸田町の人口は約2万6,000人でした。そして、平成に入り人口は約3万人になり、令和となって現在、約4万2,000人と順調に人口の増加をしてきました。これだけ人口がふえ、JRの利用者もふえてきたのに、それに反比例するように幸田駅周辺の寂しさが進んできたのはいかがなものかと思えます。町民アンケートの中でも幸田駅周辺のイメージの悪さが際立っています。私が来たころは駅前商店街は人がいっぱい活気に満ちていたものです。これから駅前の区画整理事業が進み、どう活性化がよみがえってくるか期待しますが、三ヶ根駅ができ、相見駅ができたのですから、JRの利用者はふえつつも利用者の分散は当然ですし、先ほどの話の続きになりますが、町内各地で土地区画整理事業が行われ、大手スーパーマーケットが何軒も出店してきましたので、食品も衣料品も一般生活用品も身近にある店で十分賄えるようになってきました。したがって、幸田駅前に以前のにぎわいを求めるのはかなり難しいかなと思っています。幸田町は仮に人口が5万人になっても大都会ではありませんし、なる必要もないと私はと思っています。幸田駅に大きな駅ビルを含めた橋上化の早期実現はなかなか難しいと思います。いい意味でJR利用者は3駅になったことで分散していますし、今さら幸田駅に人を集めてにぎわいを取り戻す必要性は余りないと思います。まずは、JRを利用する人に便利で安全な施設であればよいと思います。幸田駅は幸田町の玄関口として質素できれいで幸田の歴史を物語るモニュメントがあれば、結構特徴のあるいい駅になるのかなと思っています。そこで、まずお聞きしますが、何年か前に描かれた駅ビルな

ども含めた幸田駅を橋上化にする話は今も生きており実現させる方向にかわりませんか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 幸田駅前につきましては、昭和40年代、また50年代に華やかな時代がございますけれども、その後、駅前もじり貧状態となり、また、大店法の緩和などもありまして、大規模なその駐車場を確保した、いわゆる公営型のスーパー、こういったものが幸田町にも数多く立地して、これによって町外流出は、購買流出は抑えることができておりますけれども、これは全国的にも駅前商業の依然とした、その衰退、こういったものは避けられない状況にあり、実は平成10年にまちづくり三法というのがつくられました。その中のまちづくり三法の一つ目が新都市計画法によってゾーニングをしっかりとやろうと。また2つ目は、いわゆる大店法から大店立地法に変えて、大店立地をなるべく中心市街地のほうへということと、また3つ目の法律が中心市街地活性化法ということで、これが駅前にふさわしい公共交通と連携した土地利用をゾーニングしていきたいというところであります。

しかし、幸田駅前につきましては、公共施設の整備、とりわけ道路とか歩道等の整備がまだ追いついていないという状況の中で鉄道利用者は8,000人を超えている状況にあるにもかかわらず、再活性化は実現化していないという状況ではあります。そのような中で道路整備とか区画整理を進める中でも、駅前広場などの課題は取り残されてしまったので、この御質問の幸田駅前広場等整備基本計画というのを平成28年の3月に策定しているものでございます。この計画の最終的な考え方としましては、橋上化して東西自由通路にして、駅前広場のスペースを確保しようとするものでしたけれども、その具体化の前提には幸田駅の西側の土地利用ですね。駅西の駐車場の立体化、また複合化とともに広田川の左岸側、いわゆる六栗側の実態についてもいろんな施設、都市的土地利用を転換することが大前提となった計画となっております。また、この計画の中では、その鉄道で分担した、その東西交通を車と人との動線を確保し検討しながら、抜本的には歩行者や自転車の自由通路による東西交通の確保が町のにぎわい創出という観点でも好ましいのではないかという考え方でございました。

この内容につきましては、平成30年の12月議会にも稲吉議員からも質問いただきまして、そのときもお答えさせていただいておりますけれども、将来的にはその橋上化、自由通路化を目指していこうという考えのもとで時間はかかりますけれども、都市交通マスタープランにも掲げておりますとおり、基本的に基本計画として生かしていきたいというふうな考え方でございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 幸田町3駅の中で全部ではないが快速が停車し、利用者が一番多いのに利用する人に対し、構造的に利便性が一番劣っているのが幸田駅ではないかと思えます。それは東西、両サイドから駅に入れないのは幸田駅だけです。私が考えている幸田駅の利便性の向上は、まず、西側から地下道をくぐって東側に回らなくても、簡単に駅構内に入ることができるようにすることです。商業ビルを含めた夢のような橋上化まで考えることなく、簡易的な階段で駅に入っていければよく、さらに言えば、お年寄り

や体の不自由な方に優しいエスカレーターの設定などです。それに伴い、改札機能の移転や設置が必要になりますが、まずは西側から、そのまま駅に入れるようにすることです。今、駅の利用者の状況を見てみると、ある大手企業の皆様は送迎バスの関係もあり、ほぼ西側からの利用者です。その数は日当たり、聞くところによりますと、約1,800人を超える人数になると聞いています。乗降者数とすれば倍の3,600人となる大勢の利用者となります。駅西の工業団地に勤める人たちもたくさんいます。野場と六栗の豊坂学区の区画整理事業、転入してきてくれた人は駅が近いからという理由で来てくれた人がたくさんいます。当然、西側を利用する人たちですから、西側からスムーズにプラットホームに行けるようになりませんかと要望されています。近隣の市町から幸田駅を利用する人たちも駅西駐車場を利用するため西側から東側へ回りますし、町内の人でも駅西駐車場を利用する人は同様です。幸田駅は西側から地下道を回り、地下道を通り東側へ回り、駅構内へ入ったり出たりする人が圧倒的に多いと思います。町民アンケートの中での幸田駅周辺のイメージの悪さを払拭させるためにも簡易的な橋上化でいいので、西側から駅に入れるようにするために階段やエスカレーターの設定をすることを要望していますが御見解をお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほど申しあげました基本計画の具体化には相当の時間がかかるだろうということで駅西側の土地利用が、転換が具体化しないと実現化しないということですので、御質問にあります急務の課題であります西側からの、この駅のアクセスとして、現在の駅構内にありますJRの跨線橋に直接つなげる階段とかエレベーターなど、また、もしくは駅西の駐輪場側から直接、接続設置できないかというようなことであるかと思えますけれども、その前提には改札が必要となるということでもあります。以前から、この改札、スマート改札として駅西側、または地下道の真ん中からプラットホームに上がっていけるような、そういった改札口とか、または階段、昇降機、エレベーターですね、ができないかということで、JR東海に打診したことがございますけれども、なかなか改札口を複数設置するということがJRとしては、その管理施設を分散させることになるということのため、新たに設けることは避けたいというのが回答でありました。これにつきましては、三ヶ根駅にも同様に、直接プラットホームに接続できる鉄道系の今、ICカードができていますので、そういった改札口を設置できないかということで打診した際にも、やはり管理施設を分散することは安全性も含めて極力避けたいというのが回答でした。ただ、今後、ますます電子化、もしくは自動化、自動制御化される中で集中管理とか、その遠隔監視ができる時代となっておりますので、そのような鉄道系のICT化の進展も見据えながら、踏まえながら、引き続き要望はしていきたいと思っております。

なお、こういったような要望とか、昨年9月にも黒木議員から駅の待合室とか、また、駅のプラットホームの上屋の問題、こういったものも要望いただきました。こういったさまざまな要望もJR東海に引き続き、要望を続けていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） なかなか実現が難しそうですが、何とか簡単でもいいから階段

ができるといいかなというふうに思っております。

あと、幸田駅の利便性をさらに向上させるには、今も部長が言いましたけれども、ほかの議員さんの質問にもあったと思いますが、プラットホーム上に風よけ、雨よけの対策があるともっと喜ばれると思います。今ある地下道はそのまま一般道で使えますし、もしできるなら、ちょっとした屋台を並べたり、耕作放棄地から復旧した畑などで栽培した野菜や花などを売る朝市を開いたり、いろいろな自動販売機を並べたり、利用の仕方はいっぱいあります。そして、駅前の区画整理事業の早期完了は、町民の誰もが期待しているところです。あの広い敷地はいつまで草刈りばかりやっているのかとよく聞かれます。それと同時に駅前商店街が昔のにぎわいに戻ることも期待したいと思います。

商店街を復活させた町を、視察をさせていただいた町では商店の関係者はもちろん、自治体も加わって、いろいろなアイデアを集め、工夫に工夫を重ねながら具体策を練り、定期的に商店街のイベントを開くなどしてお客さんを集めるなど、一定の成果を上げていました。その意味でも今、始められた三ヶ根駅周辺のまちづくり、三ヶ根駅未来会議は評価していますし大きな成果を期待しています。

耕作放棄地の復活も同じです。地元、地主と自治体が一丸となって取り組んでいただくことをお願いし質問を終わらせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野房男君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月9日月曜日午前9時から再開いたします。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を3月12日木曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年3月5日

議 長

議 員

議 員